令和８年度原子力施設等防災対策等委託費（費用対効果の高いモニタリング技術の導入に向けた情報収集等）事業に係る入札可能性調査実施要領

令 和 ８ 年 １ ０ 月 ３ ０ 日
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ
監視情報課環境放射線企画室

原子力規制庁では、令和８年度原子力施設等防災対策等委託費（費用対効果の高いモニタリング技術の導入に向けた情報収集等）事業の受託者選定に当たって、一般競争入札(価格及び技術力等を考慮する総合評価方式)に付することの可能性について、以下のとおり調査いたします。

つきましては、下記１．事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札（価格及び技術力等を考慮する総合評価方式)を実施した場合､参加する意思を有する方は､２．登録内容について、４．提出先までご登録をお願いします。

１．事業内容

（１）概要

原子力規制庁では、新規技術・知見を積極的に活用し、強靱で機動的な放射線モニタリング体制を構築すべく、先進的モニタリングシステム構想を推進している。この実現に向けて、環境放射線モニタリングに活用可能であり、かつ費用対効果が高いと考えられる技術を導入するため、他分野で用いられている放射線測定技術等を環境放射線モニタリングにおいても活用できるよう、情報収集や検証を行っている。

本事業では、過年度まで実施してきた小型・軽量なヨウ化セシウム(CsI)とMPPC(Multi Pixel Photon Counter) を用いるシンチレーション検出器を用いた線量評価手法の検証を引き続き実施するとともに、新たに環境試料測定に適した費用対効果の高い半導体検出器の調査を実施する。

（２）事業の具体的内容

CsI検出器における線量評価手法の検証に関する調査及び新たな半導体検出器を用いた環境放射線モニタリングへの実環境適用性の評価を実施すること。

事業の実施にあたっては、以下に示す項目について調査し、報告すること。

① CsI検出器における線量評価手法の検証

令和７年度原子力施設等防災対策等委託費（LPWA等を活用した環境放射線モニタリング機器の実現可能性検証）事業の内容を踏まえ、以下を実施すること。

- CsI検出器による線量評価手法の整理
- 線量換算アルゴリズムの妥当性確認
- 核種依存性及びエネルギー依存性の評価
- 既存データ又は模擬データによる検証
- 新たな半導体検出器との併用時の評価手法の検討

② 新たな半導体検出器の環境放射線モニタリングへの導入可能性調査

以下を実施すること。
・最新の知見に関する情報収集
・実環境適用性（耐環境性能）に係る課題の抽出

③ 学術会議における発表等

本事業で得られた成果・知見等について、学術会議における発表（発表形式は問わない）又は学術雑誌への投稿を行うこと。ただし、日本学術会議協力学術研究団体に所属する学術会議及び当該学術会議に属する学術雑誌に限る。発表内容及び投稿内容に、機微に係る事項が含まれるおそれがある場合、原子力規制庁担当官へ相談を行うこと。

④ 業務報告及び打ち合わせの実施

原子力規制庁担当官に対して事業の進捗状況を適宜報告し、漏れのないように本実施計画書の内容を遂行すること。進捗報告等のための打合せは、原子力規制庁本庁もしくはオンライン会議で実施することとし、事業実施中に最低3回程度（業務開始時、中間報告、最終報告）の打合せを想定する。

（３）予算規模

業務の予算総額は、5,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

（４）納品物

業務報告書の電子媒体（CD－ROM 等）２式

（５）納品場所

原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ監視情報課環境放射線企画室

（６）事業期間

委託契約締結日から令和９年３月３１日まで

（７）守秘義務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏らしてはならない。受託者は、本委託業務に関わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

（８）事業実施条件

・受託者は、次の要件を満たすこと。

① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

③ 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。

④ 原子力規制委員会からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

・受託者は、次の点に留意して情報セキュリティを確保すること。

① 受託者は、受託業務の開始時に、受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。

② 受託者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、受託業務において受託者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

③ 受託者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において受託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

④ 受託者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、受託業務において受託者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

⑤ 受託者は、受託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）原子力規制委員会情報セキュリティポリシー
https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf

２．登録内容

① 事業者名
② 連絡先（住所、ＴＥＬ、E-mail、担当者名）

３．留意事項

・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
・提供された情報、資料は返却いたしません。

４．提出先

郵送またはE-mailにてご提出願います。

【提出先】 〒１０６－８４５０　東京都港区六本木１－９－９
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ
監視情報課環境放射線企画室　東　貴之　宛て
【TEL】０３－５１１４－２１２６
【E-mail】 higashi_takayuki_2up@nra.go.jp

（登録例）

令和８年〇月〇日

原子力規制委員会
原子力規制庁放射線防護グループ
監視情報課環境放射線企画室

令和８年度原子力施設等防災対策等委託費（費用対効果の高いモニタリング技術の導入に向けた情報収集等）事業について

令和８年１０月３０日付、標記実施要領に従い、以下の事項を登録します。

登録内容

① 事業者名　　〇〇

② 連絡先

住所　　〇〇
TEL　　〇〇
Mail　　〇〇
担当者名　〇〇